

広島県訓令第5号

本 庁
地 方 機 関

広島県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令

広島県副知事の担任事務等に関する規程（平成十九年広島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号及び第三号を次のように改める。

二 副知事 中下善昭の担任事務

イ 会計管理部（会計管理者の権限に属することを除く。）、総務局、商工労働局及び農林水産局の事務

ロ 企業局、病院事業局及び公安委員会との連絡調整の事務

三 副知事 高垣廣徳の担任事務

イ 危機管理監、地域政策局、環境県民局、健康福祉局及び土木局の事務

ロ 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会との連絡調整の事務

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。